

平成30年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

平成30年9月10日 午前10時00分 開 議

出席委員

委員長	古橋智樹
副委員長	櫻井繁行
委員	藤井裕一
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	佐藤文雄
委員	小松崎誠
委員	田谷文子
委員	川村成二
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	久松公生

欠席委員

委員	小座野定信
委員	加固豊治
委員	岡崎勉

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
教育長	大山隆雄
市長公室長	木村義雄
総務部長	小松塚隆雄
市民部長	田崎清
保健福祉部長	寺田茂孝
建設部長	石塚洋二
教育部長	辻和徳
市民部参事(兼)国保年金課長	君山悟
検査管財課長	貝塚裕行
生活環境課長	廣原正則
社会福祉課長	吉田均
健康づくり増進課長	木村俊夫

子ども家庭課長 大久保 昌 明
下水道課長 長谷川 文 男

出席書記名

子ども家庭課 小山内 廣 美
都市整備課 池 澤 雄 基
議会事務局 齋 藤 邦 彦
議会事務局 檜 山 宏 美

議 事 日 程

平成30年9月10日（月曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案の審査

- (1) 請願第 3号 政府・国会に核兵器禁止条約の署名・批准を要請する書採択を求める請願
- (2) 請願第 4号 日本原電・東海第二原発の廃炉を要請する書採択を求める請願
- (3) 議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- (4) 議案第49号 平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第50号 平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第51号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第52号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）請負契約の締結について

3. 閉 会

開 議 午前10時00分

○古橋智樹委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成30年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

ここで、傍聴の申し出がございましたので、申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可します。これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時02分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

議会の傍聴規定に基づきまして、お静かに傍聴していただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き進行いたします。

書記を指名いたします。子ども家庭課 小山内廣美君、都市整備課 池澤雄基君、議会事務局 齋藤邦彦君、同じく檜山宏美君、以上4名を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました審査予定表のとおりであります。

なお、本日、審査に係る資料につきましては、同じくお手元に配布したとおりでございます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、本委員会に付託されました請願第3号 政府・国会に核兵器禁止条約の署名・批准を要請する書採択を求める請願についてを議題といたします。

本請願は紹介議員が佐藤議員でございますが、皆様いかがでしょうか。説明を佐藤議員にお願いいたしますでしょうか。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、本請願の内容について、紹介議員の佐藤議員にご説明をいただきたいと存じます。

自席からで結構でございます。

紹介議員 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員

紹介議員ということで、皆様にもこの請願の問題については郵送されたと聞いております。

請願の趣旨そのものは、昨年7月7日の国連総会で122カ国が賛成で採択された核兵器禁止条約を日本政府が速やかに署名して、国会で批准することを要請するという中身でして、請願そのものは、当市ではもう既に非核脱原発平和都市宣言を行っておりまして、平和都市宣言は全国各地で行われております。これにあわせて、この精神から世界の122カ国の地域が賛同したこの核兵器禁止条約をぜひ国で率先して調印・批准することを望むということでございます。

既に10カ国となっておりますが、11カ国になりました。コスタリカが入ったということです。

いずれにしても、今、被爆者の皆さんの願いが非常に強く、この核兵器禁止条約の採択に大きな役割を果たしたと。広島市で被爆したサーロー節子さんが、この日を70年以上待っていたと、生きていうちに核兵器の廃絶をという願いを込めた訴えをされたということです。

まず、この禁止条約そのものが、核兵器全面廃絶にする大きな力になるということです。つまり、核兵器が悪の烙印を押すと、違法化するということは非常に大事だと思います。

それとこの条約は、被爆者の皆さんを初めとして、市民の社会の努力と郷土を発展させてきたと、これが力になって、圧倒的な国際世論を作り出したということです。

ですから、日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳代表が核兵器はいらないという声を大きくしていくことで、核保有国と同盟国の条約参加を求めたいと、求めていると言っているのです。

さらに、これは大事なことですが、核兵器の保有国とその同盟国のそれぞれの国内で核兵器完全廃絶を目指す世論を大きくしていくことが必要だと大体3つの観点から、この必要性和実現性というのがあるのではないかと思います。

以上です。

○古橋智樹委員長

要請書（案）もチェックされておりますので、合わせてこの案も簡単にご説明いただけますか。

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

要請書（案）は、請願の趣旨とほぼ変わらないと思います。述べたいと思いますが、本市は平成25年3月28日に非核脱原発平和都市宣言を採択しました。この立場から、政府と国会におかれましては、世界で唯一の戦争被爆国であることを鑑み、速やかに核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約に署名し、批准されることを要請します。ということで、非核脱原発平和都市宣言をここに添付して、総理大臣、衆議院議長と参議院議長に送

付する中身です。

以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、紹介議員の説明が終わりました。

それでは、質疑について、佐藤議員からいただくということによろしいですか。

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

いいですよ。

○古橋智樹委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員長

ここで、副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めさせていただきます。

古橋委員。

○古橋智樹委員

佐藤委員にお尋ねします。

国のほうが、あえてこの条約の批准に加わらなかったという理由はどのように捉えておりますでしょうか。もし、おわかりでしたらお答えをいただきたいと存じます。

○櫻井繁行副委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

本来であれば、これに被爆国ですから参加して率先してやるべきだということだと思います。残念ながら、核保有国がアメリカを初めとしておりますが、こちらの影響というか、核抑止力に頼っているというのが現実かと思います。本来であれば、もう既に被爆者の皆さんも安倍首相にこの批准を求めておりますが、きちんとした答えは出していないですよ。明確な答弁はしていないということで、あくまでも私の推測です。

○櫻井繁行副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ありがとうございました。

あと、この当市の平和都市宣言についてお尋ねしたいのですが、私、この宣言されたとき、議会におりませんでしたので、手続を理解していない部分があるのですが、これは議会の中もお諮りして、全会一致で宣言された内容でしょうか。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

脱原発の問題については、どちらかというと議会で審議したという経過がないのではないかと思います。ただ、平和都市宣言については、私の記憶の限りでは当市はこのことについて、議会で一般質

問をしておりました。当時の塚野市長公室長が、質疑を受けていられたと思いますが、正式な議会でこれを宣言するという形をとっているのかどうかについては、調べないとわかりません。私の記憶の中では、議会の手続を踏んだかどうかというのは、私自身の記憶にはないです。これは、調べていかなければいけないかなと思います。

長い任期を持たれている方含めて、ほかにわかる人がいればお願いします。

○櫻井繁行副委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

私の記憶では、議会では諮った覚えはありません。これも私の記憶ですがね。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を古橋委員に戻します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

それでは、ほかにございませんか。

質疑等ということでございますので、紹介議員への質問ではなく、きょう最後の討論以外の部分で申し上げておきたい意見がございましたら、お願いします。

小松崎委員。

○小松崎誠委員

討論の前に、ただいまのお話では請願の趣旨の中に、本市、平成25年3月28日に非核脱原発平和都市宣言を採択しましたとありましたけれども。これは議会の議決を経ずに前市長が独断で宣言した内容であります。

請願の中の市が採択しているという記述も適切ではないような気がいたします。

従いまして、しかしながら請願の趣旨には賛同できる部分もありますので、このような状況も鑑みれば、趣旨採択が妥当ではないかと思えますけれども。

皆さんにお諮りいただければと思います。

○古橋智樹委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

脱原発はそうですけれども、非核都市宣言については、この以前に出していると思います。ただ、議会の承認が得られたかどうかということは確約ではないですが、それはもう既に、大きい看板を立てて一致して、私たちもそういう立場でやっているの、やはり趣旨採択はわかるけれども、内外にアピールしないということになると、当市議会のあり方が問われてしまう。やはり、今ここでその文言を直すことはいいと思いますが、やはり、この核兵器禁止条約を批准すべきだと国に申し入れること自体は、やはり明確に判断をしなければ、趣旨採択では重要なポイントがずれてしまうと思います。

○古橋智樹委員長

小松崎委員。

○小松崎誠委員

佐藤議員からもお話がありましたけれども、これ本当に議会の議決を経ていない内容でございますので、本来、請願は国民の権利でありますから、どなたが出してもいいですけれども、その内容が一言一句ともそごがあるような内容でしたら、それ自体で否決はできますよ。けれども、これは今、ほか

の自治体も採決しているところもあるというお話がありましたけれども、趣旨はわかります。ですから、本来ならば否決でもいいけれども、これは請願を出された方の意を酌み取って、趣旨採択が妥当ではないかと申し上げただけです。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この核兵器禁止が国連で採択されたこと、この経過については歴史的なものだと思います。日本もビキニ環礁の被曝以来、原水爆禁止運動が起きて、そして、ことしも原水爆禁止世界大会が開かれている。広島市長、長崎市長も被爆市の市長として、このことについては言及をして被爆者の声を上げてくれという訴えをしていると思います。

歴史的には、やはりこの核兵器禁止をしていくことについては、日本は非核三原則を国是にしているということが一つです。

もう一つは、核拡散防止条約ということで、今、核兵器を保有している国以外の核兵器については、これ以上拡散させないということを決定しました。

そして、今度は核保有国に対してもこのさまざま核抑止論というものがありますけれども、核兵器の使用については、これは人類に対する犯罪だということが国連で決まった。そういう内容からすると、この議会が批准を求めていく必要があるのではないかと思います。

今、趣旨採択とありましたけれども、この文章の中で、文言で修正があるとすれば、その具体的な文言の修正をすればいいと思います。

もう一つは、今まで……

○古橋智樹委員長

設楽委員、後ほどその趣旨採択に対する討論がありますので、もし今後の発言が討論という趣旨でありましたら、そちらでお願いします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

小松崎委員が、もう不適切なものがあるということに対して発言をしているんですね。それで、それは……

そう言っていますよね。

今、文言に対する修正が必要とするならば、それほどこの文言が具合が悪いのか、あるいは修正すべきなのかということについて、小松崎委員にちょっと質問させていただきます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、今質問ということでございますけれども、答えには先ほどの発言と変わらないと思いますので、理解いただきたいと思います。

設楽委員。

○設楽健夫委員

小松崎委員に聞いているのですが。

[質問内容に発言する者あり]

○古橋智樹委員長

では、今後の審議も引き続きございますので、このあたりでただいまの本請願について、趣旨採択するとのご意見がありました。

これより、趣旨採択することに対する討論を行いたいと存じます。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、話したように、趣旨採択では意味がなさないと言っているじゃないですか。

これは、小松崎委員が言ったように、この非核脱原発平和都市宣言は議会で議決されていないことをもってして、これは正確ではないとおっしゃいました。ただ、これ自体は市民がそういうふうには理解をしている、議会もこれを受けとめるという立場で、この新たに昨年の7月7日に国連総会の122カ国が圧倒的多数で採択をしたこの核兵器禁止条約をどうするか。これを今、批准を求めているわけですよ。特に、被爆国である日本がこの批准をすべきだと言っているわけですから、それをきちんと政府に求めていく、これは被爆者の皆さんの願いでもあります。

設楽委員がおっしゃいましたように、ことしの広島市の平和宣言、それから長崎の市長の平和宣言でもこのことを求めていますから、そのことをきちんと受けとめて、趣旨採択ではなく、本採択をすべきだと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに討論は、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

趣旨採択に反対討論でございます。異議がありますので、趣旨採択することに対しまして、起立により、採決します。

請願第3号を趣旨採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、請願第3号は、趣旨採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時25分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、請願第4号 日本原電・東海第二原発の廃炉を要請する書採択を求める請願についてを議題といたします。

ここで、紹介議員から本請願の内容について説明をいただくことにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、本請願の内容について、説明を求めることにいたします。

紹介議員 佐藤文雄君。

○佐藤文雄委員

請願の趣旨については、日本原子力発電株式会社が所有する東海第二原子力発電所を廃炉にすることを要請する文書を採択してくださいということで、請願の理由としては、この問題が今、出てきましたが、非核脱原発平和都市宣言を一つ文言としておりますが、これは置いておいて、まず福島第一原子力発電所事故から7年以上経過して今なお、5万人以上の方々が帰還困難者として避難生活を強いられております。

被災補償や復興、廃炉にかかわる総費用は50兆円から70兆円と推定されておまして、一度災害が起これば、その影響は全国民に及ぶはかり知れないものになります。

特に、2番目として、原発の稼働によって生じる放射性廃棄物は、現時点において、安全な廃棄方法が確立されておりません。稼働すればするほど、廃棄物による悪影響が広がることになります。

3番、これに鑑み、本年11月、稼働40年の寿命を迎える日本原子力発電株式会社に対して、東海第二原子力発電所は、稼働延長することなく、廃炉にすることを要望するということです。

4番で、県内の多くの市民との共有、県内の44市町村のうち、既に28市町村議会で同趣旨の採択が行われております。

ということで、東海第二原発も廃炉を要請する書採択されることを請願します。

やはり、特に東海第二原発は、事故が起きたら、もう深刻な事態になります。何しろ30キロ圏内に96万人です。福島第一原発事故でもこのかなりの範囲でこの放射性物質プルームが広くゆきわたって、県南でも高い放射能が降り注いで、高い線量が計測されているわけです。そういう意味では、もう既に安全神話は3.11の東日本大震災での原発事故で破綻したと思います。

また、今、言ったように、ここに使用済み核燃料の処理ができないということです。やはり、核のごみは大きな問題です。原発を再稼働すれば、計算上はわずか6年で原発の使用済み核燃料貯蔵プールが満杯になるわけです。そういう意味では、後世にこの負の遺産を残さないことが必要です。小泉元首相がやはり私の考えが変わったのは、福島第一原発の事故だと。

もう一つは、核のごみの最終処分。フィンランドのオンカロに行って、実際に見たけれども、もうこれではもうそんな場所ないと。特に日本は地震国だからもうこの核のごみをふやさないためには、再稼働をやめるしかないと主張していたわけです。

ですから、改めてこの問題は本当に深刻な議題ですから、このことはぜひ再稼働をやめるよう求めたいと思います。

以上です。

○古橋智樹委員長

要請書（案）につきましても、特段の別趣旨はございませんか。

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

そうですね。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ここで、副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めさせていただきます。

古橋委員。

○古橋智樹委員

これまでも同様の請願を何回か出されておりますでしょうか。

一番当市が、最後のほうに残っている市議会だということでお話がありましたもので、おわかりでしたらお願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

たしか、請願は出されていると思います。

3.11で事故以来ですね。この問題を取り扱って東海第二原発の廃炉を求める中身があった気がします。ただ、私の記憶だと、それは趣旨採択という形になったのではないかと思います。

○櫻井繁行副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それで、資料が茨城県の地図含めてございます。この中の可決ということですが、これは本採択といえますか、趣旨採択は含まないということでもよろしかったでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

私がつくったのではないので、これ見てもらえばわかるのではないですか。

小松崎委員が、東海第二原発首都圏連絡会からつくった図面を持っていらっしゃるので、これ見ますと、この紫色のところです。ここにかすみがうら市は入っていますよね。紫……

わかんない。色がね、そうだ。これ色がついていないから、色がいろいろあるのでね。

かすみがうら市は、趣旨採択みたいな形になっています。あとは、最近は、とにかく石岡市も土浦市も水戸市も、ここ最近、可決しています。当市はかなり前に、趣旨採択したという経過があるのではないかと思います。

小松崎委員が、委員長のとときだそうです。

○櫻井繁行副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

佐藤議員に聞くしかないものですから、お尋ねしますけれども。

どういう理由で、本採択ではなくて趣旨採択になったという部分について、ご記憶ございますか。

○櫻井繁行副委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

だから、もちろん趣旨採択に反対したのです。趣旨採択では意味がないでしょう。そのことは、も

う既にそのときに言っております。いずれにしても相手があることだから、相手にきちんとアピールしなければ意味がないというのは私の基本的な立場です。

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を古橋委員に戻します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

ほかにご意見等は、ございませんか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

佐藤議員にお聞きしたいです。きょう資料をいただいたものに関しては、意見書の可決状況で、28市町村議会ということで、先ほどの説明を聞くと趣旨採択も入っての28市町村議会の流れになっているのかと思っています。

9月4日の東京新聞を確認すると、今の30キロ圏内の14自治体のうち、明確に廃炉をとという意味を伝えている自治体は大子町と高萩市と、そして茨城町の3自治体であるというふうに、ぼくは認識をしているのですが、その認識で間違いないでしょうか。

○古橋智樹委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

私は新聞記者ではないですから、そこまでチェックしていません。今、言ったように、高萩市とか、前は趣旨採択みたいだったが、きちんと採択をしている。水戸市、それから石岡市、土浦市、これ近年にやっています。ことしになってからこういうことになって、なぜ、そうやったのかわかりますか。それは、東海第二原発は、40年という、もう老朽原発なのです。この東海第二原発の老朽原発は大変な状況になっていることが、一つ上げられるのです。ですから、最近になって改めて水戸市とか、土浦市も石岡市もそうですが、きちんとした採択を全会一致でなされています。

特に、いわゆるシュラウドというか、炉内の構造物のひび割れが進んでいる。つまり、中性子がどんどんやられてそれで脆弱化しています。これは、深刻です。もしここで事故が起きたら、大都市だけではないですよ。もう私たちだって、福島と同じように深刻な事態になるということで、改めて40年という延長問題が出てきたから、必死になって皆さんが、議会在採択をしています。もう、非難燃ケーブルも多く使われていても、これも全く対応しないです。資金もないです。その東電から資金を借りようというのです。こんな状況でやれますか。

いろんな要素があります。ですから、調べれば調べるほど危ない。もうこれは絶対止めなければいけないと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

ここで、副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めさせていただきます。

古橋委員。

○古橋智樹委員

会議も今この事業所で運営されているわけでございます。

そういう立場の方も踏まえて、もちろん国・県もいろんな新しいエネルギーに切りかえながらも軟着陸させようということでございます。先ほどの当市の平和都市宣言を踏まえてということで、請願第3号のほうございました。けれども、こちらの請願第4号につきましても、その趣旨はわかるのですが、それを原子力事業所の運転、再稼働を断念するという点では茨城県を初めとした国の新しいエネルギー切りかえという部分では、これまで慎重に進めてきた市議会の判断を踏まえて、私はもうちょっと言葉の組み立て方を工夫なさってもよかったのかと思う次第です。

私は、委員長ではありますが、一員としてこちらにつきましても、趣旨採択で今回は提案させていただいて、よりよい意見書等を今後皆さんと議会の中でいろいろ切磋しながら組み立てていければと思います。

○櫻井繁行副委員長

佐藤議員。

○佐藤文雄議員

この稼働40年の寿命を迎えるのは、11月です。この9月議会がポイントです。11月になったら遅いですよ。だから今やるべきだと思います。

やはり、原発はなくしたほうがいいというのは右も左もございませぬし、特にコストの問題でも今、言ったように、実際に東電が今、賠償をしているわけでしょう。その賠償だって、まともに賠償しないで裁判まで起こされていますよ。それなのに、この日本原電にお金を貸して、それを資金にして、あと20年動かそうというのは、もう実際に無理ですよ。だからこそ廃炉にするべきだと。特に、廃炉にするからといって、働く人がすぐいなくなるわけではないですから。そういうところも含めれば、11月がめどなのです。40年の寿命を迎えます。だから今きちんと採択をすべきだと思います。

以上です。

○櫻井繁行副委員長

それでは、ただいま古橋委員から、この本請願についても、趣旨採択とのご意見がありました。

これより、趣旨採択することに対する討論を行わせていただきたいと思います。

討論は、ございませぬか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

先ほどからこれまで、市の中でも看板をずっと立て続けてきている非核脱原発平和都市宣言が論拠になって、さまざま形で話が出ています。これは、当市議会としてこれを再検討するということですか。それとも、今まで看板でかけてきて市民の中でも相当数はやっぱり浸透してきている看板です。これをあえて、この議会は変えるということですか。

そういう意味では、一つは非核脱原発平和都市宣言に対して、議員が圧倒するならば、これは一つ議論をしていく必要がある。この趣旨については、趣旨採択ではなくて……

○櫻井繁行副委員長

設楽委員、今、請願第4号です。請願第4号で、趣旨採択にすることによる討論で発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

私は、趣旨採択ではなくて明確に議決をすべきだと思います。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、討論はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

なぜ、趣旨採択なのか、なぜアピールしないのかと。そして今、これだけもう迫っています。みんな、危機ですよ。一旦、事故が起これば、もう関東だけではなくて、日本はもう最悪な状態になります。泊原発だって震度2で、危うい事態になったじゃないですか。東海第二原発だって、3.11の事故のとき、あと数センチで危うい事態になったわけでしょう。全電源が消失する。地震国ですから。こういうものを当市議会がしっかりとアピールしなければ、これ見識を疑われますよ。私はそういうところで、もっと真面目に真剣になって、市民のことを考えてほしい、県民のことを考えてほしい。県民だけではないです。すべての国民のことも考えてほしいです。それが、議員の果たす役割だと私は思います。

○櫻井繁行副委員長

小松崎委員。

○小松崎誠委員

私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

東海第二原発の廃炉を求める請願について、県内の自治体の状況を私なりに調べてみました。採択している内容はさまざまで、いずれも国などの関係機関に対する意見書を提出するという内容のものでございました。

その内容も、水戸市や常総市では宛先は国、関係機関、また県知事です。けれども、住民理解のない再稼働は認めないことという内容でございまして、笠間市では県知事宛てに東海第二原発の周辺5市にも立地自治体と同様の権限を認めてほしいなどの内容でありました。直接、東海第二原発に議会から廃炉を求める要請書を提出している例は見当たりませんでした。

一議会が一民間企業に対して、直接働きかけるという行為そのものに対して疑問を感じております。

従いまして、請願の趣旨はある程度は理解できますので、この請願についても趣旨採択という形で賛成をしたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、討論がある方いらっしゃいましたらお願いいたします。

今、討論に関しまして、趣旨採択に関しまして異議がございますので、もし討論がなければ、採択を取らせていただきたいと思います。

古橋委員。

○古橋智樹委員

では、今、小松崎委員から賛成の討論がございましたけれども、提案者であるので賛成討論を一言申し上げさせていただきます。

趣旨採択ですので、基本的にはこの最終的には廃炉ということでございます。

しかし、実際、エネルギーを今、原発が震災後はかつて3割ほどあった形が今もう1、2%という形で経産省も各種報告されています。それに代わってLNGという液化天然ガス等が代替の新エネルギーの一部分になっています。これも地球資源の限りあるものですから、それに代わる太陽光、風力

などいろいろ新しい新エネルギーを開発しています。私としてはもう一度こういったところも踏まえて、意見書ができればと考える次第でございます。私は、趣旨採択ということで、あくまでも趣旨採択の賛成の立場で討論させていただきました。

よろしく願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、討論ございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

なきようですので、これで、討論を終結させていただきます。

本請願に対しましては、異議がございますので、起立により、採決をさせていただきます。

請願第4号を趣旨採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行副委員長

起立多数であります。

よって、請願第4号は趣旨採択することに決定をいたしました。

それでは、委員長職を古橋委員に戻します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時55分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

本日、坪井市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

9月4日から開会をいただいております平成30年第3回定例会でございますが、本日は議案審査特別委員会での付託案件の審査ということで大変ご苦労さまでございます。

ご提案申し上げました議案第48号から議案第52号までのご意見につきましては、いずれも市民に直結した事由にかかわる補正予算等の提案でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶といたします。

○古橋智樹委員長

ありがとうございました。

ここで執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき審査することといたします。

また、能率的、効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、市長、ご公務がございましたら、退席して結構でございます。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、各委員に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部、子ども家庭課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はございませんでしょうか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

皆さん、どうもご苦労さまでございます。

それでは、補正第4号に係ります市民部に関しまして説明をさせていただきます。

本件に関しましては、生活環境課と国保年金課がございます。

まず、生活環境課から説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

生活環境課に係る補正予算でございますけれども、今回は交通安全対策事業の光熱水費、地域安全対策事業の備品購入費及び一般廃棄物事業の霞台厚生施設組合負担金に係るものでございます。その他につきましては、廣原課長より説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案集の14ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項8目02事業、交通安全対策事業の11節光熱水費の補正であり、250万円を計上しております。防犯灯の電気料の補正であり、電気料につきましては、LED化した防犯灯などその額に不足が生じたことによる増額となっております。

同じ14ページ、2款1項9目03事業、地域安全対策事業（政策）の18節備品購入費の補正であり、防犯カメラ等費の購入で、170万円の計上となっております。

防犯カメラにつきましては、昨年度、市内の4カ所に設置、運用し、今年度については、さらに4カ所に設置するべく当初予算に計上しておりました。最近、千代田地区におきまして、凶悪事件が発生したことなどを踏まえ、今後犯罪が起りにくい安全・安心なまちづくりを推進するため、さらに防犯カメラを2カ所追加設置する補正を行いたいものでございます。

続きまして、議案集15ページ、4款1項6目09事業、一般廃棄物処理事業（政策）で19節の霞台厚生施設組合負担金に1244万6000円の補正となります。これにつきましては、資料を用意しましたのでごらんいただきたいと思います。

霞台厚生施設組合平成30年度構成市町補正要求額についてでございます。

資料につきましては、3枚綴りとなっております。

こちらにつきましては、霞台厚生施設組合から提供された資料でございます。

今回、市の広域ごみ処理施設の付帯工事としましての周辺道路整備事業の補正となり、1244万6000円を計上するものでございます。

積算根拠ですが、最初のページをごらんいただきたいと思います。

延長1キロメートルの道路整備の用地買収費として3461万円、面積としては5498.54平方メートルと

なります。

続きまして、補償費につきましては900万円となります。これにつきましては、コンサルタント会社の調査結果に基づく補償費となります。

また、工事に伴いまして、電柱移設工事が必要なことから、移設工事費としまして、東京電力パワーグリッド及びNTTに1200万円となります。それにより、協定の規定による負担金率の当市の現負割合22.38%になりますが、負担金は1244万円6000円となります。今回これを補正したいものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○古橋智樹委員長

それでは、生活環境課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、述べました霞台厚生施設組合の負担金の内訳が出ています。それぞれの例えば地目が大規模の宅地、小規模の宅地、畑地それから山林、農地、田ですね。それぞれ家屋はわかりますか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは、霞台厚生施設組合から提供された資料でございまして、これ以上の単価及び買収費用等につきましては、今後地権者との用地買収で交渉を行っていくとのことですので、公表はできないとのことでございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

公表できないって、相手側と交渉するから公表できない。でも、基本的な単価は幾らなのかというのは明確にして交渉することが、まずたたき台はこうですよという形から出発するのが通常だと思います。いずれにしても、これ以上答えられないということですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい、提供された資料につきましては、ここまでになります。これ以上の答弁は、控えさせていただきます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、控えるのではなくて、わかっていないということですね。控えさせていただきますではなくて、わかっていないということでしょう。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

うちのほうでは、わかっておりません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私は議会で傍聴したからね。これをやっぱりきちんと明らかにしなければ、本来であればこの単価が正しいかどうかというのもチェックができないと思います。

それから、これは周辺道路整備の補償費ですね。工作物、立竹木、移転雑費の900万の内訳は、わからないということですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

補償内容につきましては、こちらに書いてありますように工作物・立竹木・動産移転・移転雑費・消費税等になりますけれども、これらについては、平成30年度の組合予算の中で調査を補償調査会社へ委託しまして、国及び県の損失補償基準をもとに調査を実施していることを確認しているということでございます。こちらについて、内容についてもここまでの情報となります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

工作物がどのくらいあって、それからその立竹木、それから動産という内訳もないで、ただ承認しなさいというのは難しいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

大変申しわけございませんが、当市当課としての資料としては、こちらまでの提供でございまして、それ以上は組合からは提供されてございません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、東電の周辺道路の電柱移設工事の1200万円は、もう基準はあるでしょうから、これぐらいは明確にできるのではないですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましても、本柱、支柱、支線柱、支線、高圧線、低圧線、変圧器、開閉器等になります。また、こちら側につきましても商品につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社並びに株式会社NTT東日本から見積りを徴したものだと聞いてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、だから見積りが幾らだったのですか。例えば本柱と支柱、支線柱ですね、幾らだったのか。また、場所によって違うと思います。私の自宅に東電の電柱があります。支柱もあります。それは、きちんと年間で幾らと単価があって、3年に1回ぐらい振り込まれています。

だから、そういうのは明らかに何本になるとか、何本あってそれぞれの単価は幾らなのかは、明らかにすべきだと思います。それも明らかにしないと、本数もわからないということですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

申しわけございませんが、本市としての情報につきましては、ここまででございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

02事業、交通安全対策事業の中で、防犯灯の電気料が250万円補正されていますけれども、この補正額が、少し大きいような気がします。なぜ、このような補正をしなければいけなかったのか、その内容はわかりますか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

電気料につきましては、4月に一括前払いという支払い制度と重なっております、予算積算時にこちらは前年度並みとした経過がございます。

一括前払いにつきましては、前年の精算も行うことになっておりまして、平成29年度においては平成28年度において過払いをしております、平成28年度営利分が入ったことで、平成29年度については、支払い分が少なく済んでおりましたが、平成30年度におきましては、平成29年度に不足が生じたために平成30年度に平成29年度不足分を上乗せして、多く支払うことになってしまいまして、それらのために予算が不足したものでございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

そうしますと、LED化してからの電気料で見たときには、平均して大きな変動はないという認識でよろしいでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

電気料としましては、昨年度よりは少し高くなっているところはありますけれども、それほど大きな変動はございません。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

参考までに、今年度新設する予定のLED灯は、何灯か計画されているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、LED化事業の中で200灯ほど平成27年度に行った後に、200灯ほど作っております、さらに年ごとに50灯ぐらいずつ設置、要望により設置されているところがございます。

全体的な計画としてはございませんが、要望に応じて設置していく形になります。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

あと03事業、地域安全対策事業（政策）で、先ほど4カ所追加という……

その後2カ所という言い方をしましたが、2カ所、要は2地域で4カ所のカメラを設置という認識でよろしいでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

当初予算の4カ所につきましては、それぞれの中学校区ごと等に、千代田地区、霞ヶ浦地区で2カ所ずつ考えておりました。今回、補正させていただく2カ所につきましては、千代田中学校区内に設置する予定として考えております。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

2カ所でカメラの数は4つではないのですか。そういう認識で説明したと捉えていたのですが。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい、申しわけありません。

当初予算につきましては、4カ所8基でございます。今回は2カ所4基でございます。

双方向で見られる形になります。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

申しわけございません。先ほど、私、千代田中学校区に2カ所と言いましたけれども、下稲吉中学校区に2カ所でございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

今回、補正で追加予定の2カ所は場所的にはどの辺を想定されているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

今回は、下稲吉中学校区の2カ所を検討してございまして、現在のところの案でございますけれども、少しこの辺につきましては、まだ決定はしていませんが、現在のところ下稲吉中学校付近の交差点であったり、働く女性の家の前のサインであったりを検討してございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、続いて国保年金課の説明を求めたいと存じます。

座席の入れかえをお願いいたします。

では、市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、一般会計補正予算に係ります国保年金課分に関しまして、君山参事より説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○古橋智樹委員長

引き続き、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、国保年金課分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書14ページをお開きいただき、中ほどになります。

歳出予算で3款1項4目国民年金費、02事業、国民年金事務事業として54万円を補正するものです。内容は、国民年金制度改正で出産前後の一定期間4カ月間の保険料について免除されることに伴い、システムを改修するもので、届出書の様式追加や報告書の様式変更を行うための委託料を補正計上するものです。

なお、制度変更は、平成31年4月からになります。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

国保年金課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関しまして、説明をさせていただきます。

本案件は、都道府県化に伴うシステム改修になります。

詳細につきましては、君山参事より説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、議案第49号 平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

先に、歳出予算になります。

議案書22ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、02事業、一般管理事業として32万4000円を補正するものです。内容は国保の広域化に伴い、報告書作成システムを改修するもので、実績報告書などの様式変更や文言の追加などの修正を行うための委託料を補正するものです。これらの改修については国が財政支援を行うことになっており、県の予算を通して交付されることとなります。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国の特別調整交付金ということですが、ちょっと今説明の中身がよくわからなかったもので、もう一度正確に教えていただけますか。

○古橋智樹委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

まず、歳出の委託料でございますけれども、国に報告する実績報告書の様式です。都道府県化、国保の広域化に伴い、様式を改正するものであります。あと同じように、文言の追加が様式のほうであります。

歳入につきましては、4款県支出金で、特別調整交付金がございます。今回、補正を行う金額32万4000円について、交付されることになってございます。こちらの特別調整交付金につきましては、特別な事情があることに対して交付される交付金でございます、その中のメニューの中に制度改正等によるシステム改修費に要した費用ということで、こちらのメニューに該当することにより、国のほうから財政支援が受けられる状況になってございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

実績報告書の様式が変わったのは、都道府県化になったということで、様式が変更になった。それが特別な事情。それから文言の修正、追加だけで32万4000円にもなるのですか。

○古橋智樹委員長

国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

今回の補正予算の32万4000円でございますけれども、当市で委託をしておりますベンダーからの見積りの結果によりまして、今回補正予算を計上してございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時24分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、部署の交代をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時26分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

ご苦労さまです。

議案第48号 かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）中、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計にかかわる補正予算におきまして、次の議案第50号及び第51号における事業費に要する繰出金を計上したものでございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

それでは、下水道課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

繰出金だから、下水道の予算のときに、詳細については説明するということですね。

○古橋智樹委員長

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

次の議案第50号、第51号のほうで説明にあると思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

下水道課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第50号 かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、長谷川下水道課長より詳細説明を行います。

よろしく申し上げます。

○古橋智樹委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

議案集につきましては、23ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8310万円とするものです。

内容につきましては、歳入は一般会計繰入金及び繰越金と県補助金。歳出につきましては、管路点検・清掃業務委託、マンホールポンプ設置工事費、下水道接続支援費事業補助金の追加となっております。

管路点検・清掃業務委託費につきましては、平成29年度に行った神立工業団地内の雨水管路調査におきまして、管路全域で土砂等の堆積が見られることから管路の清掃を行うものです。事業費につきましては、1728万円を要求しております。

続きまして、マンホールポンプ設置工事費につきましては、牛渡地内の特定環境保全公共下水道接続申請に伴い、圧送管のマンホールポンプを設置するための費用といたしまして、702万円を計上しております。

続きまして、下水道接続支援事業費補助金につきましては、県事業で森林湖沼税を活用した下水道接続支援事業補助制度の拡充に伴い、接続補助金の補正といたしまして430万円を計上しております。

説明につきましては、以上となります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県の接続補助制度、補償環境ですか、本議会で私も質問をしたと思います。その時に、公共特環で4万円の補助対象が30件で、31万円の補助対象10件を計上しているとおっしゃいましたよね。内訳はそういうことですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

ただいま委員さんの言われました内容で間違いありません。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号 平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設部から特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第51号 かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、長谷川下水道課長より説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

議案集30ページになります。

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億6840万円とするものです。

内容につきましては、農業集落排水施設接続支援事業補助金の追加となります。

事業費といたしましては、農業集落排水接続支援事業補助金といたしまして、740万円ほど計上しております。

説明につきましては、以上となります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

下水道のところで聞いたわけですから、4万円の補助対象が何件で、31万円の補助対象は何件なのか、そういうことはもう当然聞かれると思うから、前もって説明したほうがいいのではないですか。対象件数は幾らですか。

○古橋智樹委員長

下水道課長 長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

申しわけありません。接続補助金につきましては、4万円の該当件数が30件で120万円、すみません、12万円です。120万円ですね。上乘せの……

失礼しました。120万円です。

31万円の上乗せ分につきましては、20件で620万円。合わせまして740万円を予定しております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時35分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

ここで、副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○櫻井繁行副委員長

それでは、委員長職を務めさせていただきます。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、補正予算のうち、教育委員会の所管する部分につきましてご説明をさせていただきます。

議案集15ページをお願いいたします。中段の公民館費でございます。

10款4項2目公民館費でございます。08の千代田公民館管理事業169万7000円の内訳といたしましては、今年度新たに配備をされました公用車の追加の車検に係る費用並びに千代田講堂のトイレの洋式化ということで、男女合わせて5基のトイレの洋式化を図るものでございます。

続きまして、次の10款5項2目体育施設管理費でございます。04の多目的運動広場管理運営事業56万2000円、同じく06の第1常陸野公園管理運営事業56万2000円でございます。こちらにつきましても、男女合わせて2基ずつのトイレの洋式化を図るものでございます。第1常陸野公園管理事業におきましては、B&G海洋センターのトイレの改修を予定してございます。

説明は、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、生涯学習課に対する質疑の終結をいたします。

続きまして、スポーツ振興課の説明をお願い申し上げます。

[「それも一緒にやった」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

すみません。ありがとうございました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時38分

○櫻井繁行副委員長

会議を再開させていただきます。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございますか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、よろしくをお願いいたします。

市長公室情報広報課分になります。

議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出の中、2款1項2目広聴広報費、09の広報事業であります。

広報用備品といたしまして、経年劣化をしたカメラを1器購入するものであります。

その一番下に、11目の情報管理費があります。04の基幹系電算システム管理事業、マイナンバーシステムの改修業務委託をお願いする内容です。

今回の改修の内容につきましては、住民票に旧姓を併記するシステム改修になります。486万円の予算計上です。

以上です。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国からマイナンバーシステムの改修、補助金。今、聞いたら旧姓を併記するようにしたということで、その分が当てられるということでございますが、マイナンバーそのものの、効用というか活用程度が非常に問題があるということですが、全国的には50%ぐらい、10%程度ですか。当市は11%ぐらいの話をしていましたが、今現在どのぐらいになっていますか。

○櫻井繁行副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私の所管の中では、マイナンバーシステムの改修に係る内容でありますので、カード発行側の市民課のほうでなければ、発行枚数であるとか、現状の中での課題点であるとか、利便性があるとかというのは、把握は、掌握しておりません。別の機会がありましたら、市民課のほうでお尋ねいただきたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、いずれにしてもシステム改修で旧姓を併記するというのに、これだけのお金がかかると。486万円かかるということですね。

○櫻井繁行副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

一つのシステムの分野を改修となりますと、この関連性で幾つも作業工程が入るということでありますので、軽微的なもの、あるいは重点改修等もありますが、やはり一つの改修で複数の内容を改修させますから、やはりこのぐらいの予算はかかってしまうということになります。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あとは今言ったように、カードの作成とこの実績とか人口比は市民課に聞いてくれということですから、市民課のほうはすぐにはわかりませんよね。

○櫻井繁行副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

決算等であれば把握はしてあるかと思います。決算審査特別委員会で、もしよろしかったら、そちらのほうでご確認いただきたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

なきようですので、情報広報課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時43分

○櫻井繁行副委員長

会議を再開させていただきます。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

貝塚検査管財課長から補足説明を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第48号 一般会計補正予算に係る検査管財課所管の理由について説明をさせていただきます。

議案集の14ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の中の03、千代田庁舎等財産管理事業の歳出に係る補正予算でございます。12節役務費の手数料189万7000円の補正でございます。内容といたしましては、平成30年10月1日から図柄入り土浦ナンバー、ご当地ナンバーが導入されるため、本市で保有している公用車約109台について、ナンバープレートを取りつけるための費用でございます。

説明は、以上でございます。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

109台というのは、全車両が109台を全部図柄入りナンバープレートにするということですか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

全車両ということではなくて、保有している公用車のうち走行年数経過して更新が間近に控えているものを除いた公用車ということで、109台を計上したものでございます。

○櫻井繁行副委員長

小松崎委員。

○小松崎誠委員

このナンバープレートは、カラー、それともモノトーンにするのですか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

このナンバープレートにつきましては、フルカラーのナンバープレートを予定しております。

○櫻井繁行副委員長

小松崎委員。

○小松崎誠委員

結構です。

○櫻井繁行副委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

質疑がないようですので、ここで、検査管財課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第52号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚 隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この件に関しましても、貝塚検査管財課長からご説明を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

○櫻井繁行副委員長

それでは、説明を求めます。

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第52号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）請負契約について、説明をさせていただきます。

議案集は37ページとなっております。

防災行政無線の霞ヶ浦地区における再送信子局設備3基及び屋外拡声子局設備61基の整備工事の契約について、議会の議決をお願いするものでございます。内容といたしましては、請負金額が3億5171万2800円、相手方はNECネットエスアイ株式会社茨城営業所でございます。

また、本議案に対しまして、資料のほうを提出させていただいております。

資料の1ページ目が入札結果調書、2ページ目が仮契約書、3ページ目が工事实績書となっております。

お読み取りいただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

来栖委員。

○来栖丈治委員

一般競争入札ということですが、応札件数等わかりましたらば、教えていただきたいと思っております。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

今回、一般競争入札電子入札で行った入札への応札は、1者でございました。

○櫻井繁行副委員長

続けてあれば続けてください。

来栖委員。

○来栖丈治委員

すみません。1者ということですが、同じような仕事をする事業者は、そう多くはないということ
で理解してよろしいでしょうか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

今回、入札に関しましては、電気通信工事が900点以上で県内に本店、支店等があるという理由とし
て該当する事業所は、合計で24者ございましたが、応札があったのは1者ということでございます。

○櫻井繁行副委員長

そのほかいかがですか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ホームページにこれ出ていましたか。私、ホームページを検索したけれども、これ出ていなかった
けれども、ホームページには掲載しましたか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

本案件につきましては、入札の実施が7月26日でございましたけれども、この事後審査を経て、そ
の後この内容については、市のホームページに掲載させていただいております。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、チェックしようがないよね。いずれにしても応札がこれ1者でしょう。今、1者応札が
物すごく問題になっている。土浦市でも、1者入札が多くなっている。これは、問題ないというよう
なことを言っていますが、落札率が95%ですね。昨年ですか、平成29年6月に出たのもこの業者でし
ょう。この落札率は幾らでしたか。そして、応札者は何者でしたか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

昨年度の入札の結果としましては、落札率が95.58%、応札者は1者でございました。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですからやはりこういう状況というのは、非常に談合が疑われるようになるから、やっぱりそうい
うものでは競合をできるように、やはり早目に公告をするというような対応をしていかないと高止ま
りになってしまうと思いますが。1者入札でも仕方がないと思っていますか。

○櫻井繁行副委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

一般競争入札ということで、条件付き一般競争でございますけれども、先ほど申し上げさせていただきましており、要件に該当するところが24者あるということで、入札の参加機会の確保をしていることから考えますとうまくいっている、こう流れていると判断をさせていただいています。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

ないようですので、質疑を終結させていただきます。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

異議がございますので、本件は起立によって、採決させていただきます。

本案は、原案のとおり、可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行副委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時53分

○櫻井繁行副委員長

会議を再開させていただきます。

次に、議案第48号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、社会福祉課に関する件につきまして、社会福祉課、吉田課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○櫻井繁行副委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

説明申し上げます。

議案集14ページをお願いいたします。中ほどになります。

3款1項1目のやまゆり館事務室に設置されています屋外監視モニターの経年劣化により、4分割画面の一部に不具合が生じ、修繕するものです。16万円の補正額となります。

続きまして、一番下になります。

3款3項1目の過年度生活保護扶助費等の精査により、超過交付となりました国庫負担金及び補助金3725万1000円を返還するものです。当初の見込みに対し、全体的に扶助費が減少したことによるもので、主な返還金につきましては、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費の返還となります。

以上でございます。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

なきようですので、ここで社会福祉課に対する質疑を終結させていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時55分

○櫻井繁行副委員長

会議を再開させていただきます。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いをいたします。

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課におきます補正予算につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者人間ドックに係る事業費の増額となっております。

それでは、まず歳入でございます。

歳入につきまして、議案書13ページをお開きください。

20款5項7目1節雑入で、後期高齢者医療制度特別対策補助金で60万円の歳入を見込んでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、議案集14ページをお開きください。

3款1項6目老人医療費、19節負担金、補助及び交付金でございまして、後期高齢者の人間ドック等に係ります事業費です。これが60万円となっております。約2万円の30人分と見込んでおります

ので、こちらの補正予算のご審議をお願いしたいということでございます。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当初の後期高齢者の人間ドックの数は幾らか教えていただけますか。

○櫻井繁行副委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

本年度の当初予算におきましては、140人前後の予算を計上してございました。今現在143人でありまして、今回30人分を補正予算でとらせていただくということでございます。

○櫻井繁行副委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、健康づくり増進課に対する質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

それでは、子ども家庭課の所管いたします補正予算について説明させていただきます。

議案書の14ページをお願いします。

3款2項5目02事業大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業でございます。内容といたしまして、社会保険料を27万9000円増額するものでございます。

児童館につきましては、正規の職員のほかに臨時職員を雇用し対応しておりますが、その臨時職員の勤務時間数によりまして、社会保険に加入することとなります。当初予算の計上時点と現在の雇用体制に変更が生じたことから社会保険料に不足が生じるため補正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○櫻井繁行副委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちなみに、その臨時職員の数値の根拠について教えていただけますか。

○櫻井繁行副委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

年度当初におきまして、大塚児童館のほうでフルタイムを1名予定しておりました。今回は稲吉児童館で短時間の臨時職員とこういう協議をした1名につきましては、長時間の勤務時間となりましたの

で、社会保険料がプラスされました。

○櫻井繁行副委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、今まではフルタイムではなかったもので、該当はしなかったけれども、稲吉児童館のほうでフルタイムの方がふえた。その1名分の社会保険料が27万9000円だと理解してよろしいですか。

○櫻井繁行副委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

委員のご指摘のとおりでございます。

○櫻井繁行副委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、質疑等なきようですので、ここで子ども家庭課に対する質疑を終結させていただきます。暫時休憩します。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 0時02分

○櫻井繁行副委員長

会議を再開させていただきます。

以上をもって、議案第48号に対する質疑が終わりました。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中身を今、審議をいたしまして必要なものが多数だということは認識いたしました。

ところが、私は霞台厚生施設組合の負担金の問題については、どうしても納得できない。どんどん膨れ上がる、この霞台厚生施設組合の建設費。これが道路は当初は5万円、今度はもう補償費等々も内容が明確にならない。あとはだまって承認しろという対応では、こういう予算についてはどうしても理解できないということで反対とします。

○櫻井繁行副委員長

そのほか、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、なきようですので、討論を終結いたします。

本案は討論ございましたので、起立によって採決させていただきます。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行副委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

それでは、これをもって平成30年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時04分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年第3回定例会議案審査特別委員会

委員長 古橋智樹